

平成25年第11回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日 時 : 平成25年12月11日(水) 午前9時00分～
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 飯塚 一理事,
竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 高野 一夫監事, 久保事務局長, 太田学長政策推進室長,
社本監査室長, 石川総務部長, 小出教務部長, 千葉病院事務部長
大石総務課長, 堤企画評価課長, 伊藤会計課長, 藤井施設課長

議事に先立ち、平成25年第10回役員会(平成25年11月13日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 職員就業規則等の一部改正について

(1) 職員就業規則の一部改正について

本件について、学長から発議の後、次いで大石総務課長から資料1に基づき、次のとおり説明があった。

- ①平成24年12月12日開催の役員会で「職員退職手当規程」の改正が了承され、これまで制定されていた「職員早期退職規程」を廃止し、「職員退職手当規程」の中に新たに早期退職制度を制定したことに伴い、「職員就業規則第16条の2」の早期退職について改正すること。
- ②平成24年10月から本格実施している事務系職員の人事評価の導入に伴い、国家公務員と同様に、評価結果による分限処分としての「降給制度」を新設するため「第20条」を改正すること。

審議の結果、職員就業規則の一部改正について原案のとおり了承された。

なお、施行日は平成26年1月1日からとする旨学長から付言があった。

(2) 職員給与規程の一部改正について

本件について、学長から発議の後、次いで大石総務課長から資料2に基づき、次のとおり説明があった。

- ①今回の改正は2点の要因があり、1点目は国家公務員の給与法改正による55歳を超える職員が昇給停止となる制度に準拠するためであり、2点目は事務系職員に対する人事評価制度導入に伴う降給制度についての改正を行うこと。
- ②降給制度の対象は、国家公務員と同様の人事評価を実施していることが前提となるため、現状では事務系職員のみが対象となること。

審議の結果、職員給与規程の一部改正について原案のとおり了承された。

なお、施行日は平成26年1月1日からとする旨学長から付言があった。

(3) 職員育児休業・介護休業規程の一部改正について

本件について、学長から発議の後、次いで大石総務課長から資料3に基づき、次のとおり説明があった。

「職員退職手当規程」の改正において、退職手当算定上の在職期間から控除される期間について定義上明確にしたことに伴い、関連する職員育児休業・介護休業規程の第26条第2項として、「育児短時間勤務期間」を退職手当算定上の在職期間から一部控除する期間とすることを明確にする規定を新たに設け、これまでの「第26条第2項」を「第26条第3項」に改正すること。

審議の結果、職員育児休業・介護休業規程の一部改正について原案のとおり了承された。

なお、施行日は平成26年1月1日からとする旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 国立大学改革プランについて

去る11月26日の下村文部科学大臣の閣議後記者会見において、「国立大学改革プラン」の公表があったこと。

次いで、久保事務局長から資料に基づき、次のとおり説明があった。

- ①「日本再興戦略」「教育振興基本計画」「これからの大学教育等の在り方について」および「今後の国立大学の機能強化向けての考え方」を踏まえ、文部科学省において「国立大学改革プラン」が策定され通知があったこと。
- ②我が国は、グローバル化、急速な少子高齢化など社会の急激な変化に直面しており、国立大学は社会の変革を担う人材の育成やイノベーションの創出という役割を果たすために各大学の機能強化に取り組んでいく必要があること。
- ③このような状況を踏まえ、平成28年度から始まる第3期中期目標期間に向け、大学自らが改善・発展する仕組みを構築し、持続的な競争力を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へと変革するため、今後取り組むべき改革の方針や方策について示していること。
- ④文部科学省では、本プランに基づき、必要な制度の見直し、組織や人事・給与システムの改革に迅速に取り組む大学に対して重点支援を行うこと。
- ⑤各国立大学法人は本プランに基づき、学長のリーダーシップの下、平成27年度までの改革加速期間中に、各大学の強み・特色を最大限に生かした機能強化に自主的・自律的に取り組み、第3期中期目標期間の改革につなげてほしいこと。

併せて、プランの概要等について説明があった。

(2) 特定共同指導の結果について

去る9月11日、12日に実施された特定共同指導の結果について通知があったこと。

次いで、阪井医療支援課長から資料5に基づき次のとおり説明があった。

- ①平成25年11月26日付けで厚生労働省保険局医療課長から結果の通知があり、診療内容及び診療報酬の請求に関して適性を欠く部分が認められたが、

診療担当者等の理解も十分得られ改善が期待できるものと思料される「経過観察」であったこと。

- ②主な指摘事項は診療に係る事項として31項目、請求事務・施設基準に係る事項として14項目などを合わせ59項目であったこと。なお、本指摘事項は、「改善報告書」を作成し、平成25年12月26日までに提出すること。
- ③自主返還に係る事項については、検体検査管理Ⅳ加算、は平成23年11月から平成25年8月までの22か月分、その他の事項は、平成24年9月から平成25年8月までの12か月分を全例自己点検のうえ、自主的に保険者に返還すること。
- ④全項目全例自己点検のうえ返還金関係書類を作成し、平成26年1月31日までに北海道厚生局に提出することとなっているが、作業量が膨大のため、提出期限の延期を依頼する予定であること。

2. その他

竹中理事から、次のとおり報告があった。

本学で実施している北海道メディカルミュージアムに旭川フィールドでは70名程度の参加者があったこと。今後は配信先を拡大したいこと。

次回の開催予定

学長から、次回役員会は、平成26年1月15日（水）9時00分から開催すること。